

平成20年度経営計画の評価

新潟県信用保証協会は、公的な機関として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献して参りました。

平成20年度の年度経営計画に対する実績評価は以下のとおりです。

なお、実績評価に当たりましては、永山庸男新潟大学副学長、二岸直子弁護士、中山幸夫公認会計士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 業務環境

県内の経済は、平成20年前半の原油・原材料価格の高騰による影響に加え、同年秋頃から米国発の世界的金融不況の煽りを受けるなど、引き続き悪化していました。輸出や生産は、欧米やアジア向けを中心に大きく減少していましたが、在庫調整の進捗などを受け電子部品や建設機械を中心に持ち直しの動きが一部に見られました。しかし、企業収益はさらに減少し、設備投資は電気機械や輸送用機械などの製造業において投資抑制の動きが広がり、非製造業でも小売や運輸などで減少していました。また、雇用情勢の悪化を受けて食料品を含めた支出抑制が進み、個人消費は弱まっていました。

2. 事業計画について

当協会の平成20年度事業概況については、県内中小企業者が引き続き厳しい経営環境にある中で、

- ・保証承諾においては、平成20年10月31日から取扱いを開始した「緊急保証制度」の利用の急増などから、計画額2,000億円に対して、3,929億36百万円の実績を上げ、計画値を大幅に上回る結果となりました。
- ・保証債務残高は、計画額5,000億円に対して、6,309億20百万円の実績を上げました。
- ・代位弁済については、計画額80億円を見込んでいましたが、販売不振等の不況型倒産が相次いだことから、計画を大幅に上回る120億30百万円の実績となりました。
- ・回収については、不動産無担保や第三者保証人を徴求していない案件が増加する中で、回収目標の進行管理や回収の早期着手、保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)の活用により回収の推進に努め、計画額30億円を上回る30億93百万円の実績を上

げました。

平成20年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下のとおりです。

項目	計画値（金額）	実績値（金額）	対計画比	対前年度実績比
保証承諾	2,000億円	3,929億円	196.4%	213.1%
保証債務残高	5,000億円	6,309億円	126.1%	122.1%
代位弁済	80億円	120億円	150.3%	141.9%
回収	30億円	31億円	103.1%	95.1%

（注1）代位弁済は元利合計値。

（注2）回収はサービサー委託分も含まれます。

3. 決算概要

平成20年度の決算概要（収支計算書）は、以下のとおりです。

経常収入	62億 6百万円
経常支出	41億 2百万円
経常収支差額	21億 4百万円
経常外収入	135億35百万円
経常外支出	156億 2百万円
経常外収支差額	△20億67百万円
金融安定化特別基金取崩額	48百万円
当期収支差額	1億 4百万円

収支差額は、「緊急保証制度」等の利用増加による保証料収入や資産運用収入などから経常収支差額は増加したものの、代位弁済や求償権償却の増加等により経常外収支差額が計画値を下回ったことから、1億4百万円にとどまりました。この収支差額の処理については、全額を基金準備金に繰入処理いたしました。

4. 重点課題への取り組み状況

平成20年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、以下のとおりです。

(1) 保証部門

1) 中小企業者の多様化するニーズへの対応

①「流動資産担保融資保証制度」は、57件（対前年度比51.3%）、8億75百万円（同80.4%）にとどまりました。但し、同制度の内、棚卸資産を担保とした取扱いについては、在庫の分類などの作業負担を伴う保証ではありますが、各営業店において巡回訪問や企業への直接訪問による説明等による積極的な保証推進の結果、4件（前年度2件）、3億44百万円（前年度1億76百万円）の利用実績を上げることができました。

②金融機関との提携保証「TK保証Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は、件数で218件（対前年度比112.4%）、金額で57億93百万円（同134.0%）の実績を上げることができました。

商工提携保証「スクラム」については、47件（対前年度比276.5%）、1億51百万円（同364.2%）の実績となりました。

また、「小口零細企業保証制度」は、同制度に対する保証料補給の要請のため市町村への巡回訪問を行った結果、5市2町において保証料補給が実施され、906件（対前年度比288.5%）、26億20百万円（同281.1%）と、大幅に利用が増加しました。

③「農商工等連携事業関連保証」、「経営承継関連保証」、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度（緊急保証制度）」、「予約保証制度」等を創設しました。

④にいがた産業創造機構（NICCO）と連携した提携保証「ニコットⅠ・Ⅱ」の実績は、6件、15百万円となりました。また、NICCOとの共催により創業支援セミナーを開催し、計64名の受講がありました。

2) 利便性の向上に向けた努力

①「緊急保証制度」の取扱いを開始するにあたり、県内5会場において、中小企業者及び金融機関をはじめとした中小企業支援機関を対象に保証制度説明会を開催し、「緊急保証制度」の概要説明などを行いました。延べ669名もの参加をいただき、幅広く周知することができました。このうち、県内3会場においては、保証制度説明会に併せて個別金融相談会を開催しました。同相談会には25企業の申込みがあり、20企業に対して保証支援を行うことができました。また、同相談会において中小企業者を対象に行ったアン

ケートでは、「直接、協会担当者から話を聞くことができて良かった」や「懇切、丁寧に相談に乗ってもらいありがたかった」などの声が寄せられ、初めての試みでしたが大きな成果を挙げることができました。

②各営業店が主催する金融機関営業店との保証推進会議を延べ 46 回開催し、提携保証・小口零細企業保証制度の推進や緊急保証制度の取組みについて説明しました。

3) 各種政策保証の推進

①中小企業者に対して開設している「生活対策中小企業金融緊急特別相談窓口」など 11 種類の「特別相談窓口」（常設）や、毎月 14 カ所の商工会議所・商工会にて設置している定例金融相談（年間 172 回開催）等には、年間 394 件（前年度 170 件）の相談を受け付けました。相談内容別では、金融・保証に関することや「緊急保証制度」に係る相談が 78.5%を占め、平成 20 年度中に内定・保証承諾に至ったものが 184 件あり、相談業務の効果が十分に窺えました。なお、平成 20 年 7 月から毎週火曜日本店において、中小企業診断士有資格職員による夜間相談窓口を開設（年間 39 回開催）しました。

②「経営安定関連保証 5 号（全国的不況業種）」の保証承諾は、平成 20 年 10 月 31 日以降の「緊急保証制度」創設に伴う指定業種の大幅な拡大及び認定要件の緩和、加えて県・市町村が同制度に合わせた制度融資の創設や多くの市町村において保証料補給を講じたこと、金融機関が積極的な営業活動を展開したことが起因して 12,940 件（対前年度比 3,729.1%）、1,912 億 20 百万円（同 3,062.0%）と、大幅な増加に繋がりました。このうち、経営安定関連保証 5 号を要件とする「緊急保証制度」の保証承諾は、12,564 件、1,849 億 37 百万円の実績を上げました。

また、新潟県中越沖地震を含む災害指定地域での「経営安定関連保証 4 号」の保証承諾は 16 件、1 億 75 百万円の実績となりました。

③20 市町村に対して「小口零細企業保証制度」に係る保証料補給の要請を行った結果、7 市町において保証料補給が実施されました。また、「緊急保証制度」の創設に伴い県制度融資をはじめ、各市町村独自の制度融資が創設され、特に市町村制度融資において保証料全額補給を実施した市町村の動きも見られ、巡回訪問の効果が現れる結果となりました。

④「農商工等連携事業関連保証」、「経営承継関連保証」、「緊急保証制度」、「予約保証制度」等の各種政策保証の制度創設及び改正などについて、毎月配布している機関紙やホームページにおいてスピーディーでわかりやすい広報に努めました。

4) 保証審査の充実

- ①保証審査態勢及び期中管理態勢の機能を強化するため、信用リスクを加味し保証決定する「事務決裁規程」など関連する要領・細則の改正、各営業店への経営支援担当者の配置、個別企業訪問による実地調査を行いました。
- ②全国信用保証協会連合会研修等への参加や、通信教育研修の受講については、ほぼ計画どおり実施することができました。また、連合会研修「信用調査検定プログラム」については14名の合格者を輩出することができました。

(2) 期中管理部門

1) 金融機関との連携強化による経営状況の早期把握

システム移行により一時中断していた金融機関への決算書事前徴求依頼文書の出力が平成20年8月から可能となり、決算データの事前登録により財務支援帳票を各営業店に配布できるようになりました。また、各営業店においては、保証利用先企業に対して企業訪問による実地調査を開始し、42企業に対して訪問を行いました。

2) 延滞・事故先等に対する金融正常化への支援

- ①平成20年10月、期中管理事務処理要領を改正し、延滞・事故先等の管理方法を定め、適切な処理を行った結果、事故報告残高が53億61百万円となり、対前年度比3億48百万円の減少に繋がりました。
- ②返済条件緩和先に対して、各営業店に配置した経営支援担当者を主体に金融機関と連携しながら実態把握に努め、事業継続及び返済継続が見込まれるような経営改善計画を有する場合、「資金繰り円滑化借換保証制度」などを活用し金融の正常化へ積極的に取り組みました。

3) 経営支援の取組強化

- ①経営支援課において実施していた「創業・経営・再生支援実施企業等の決算期を捉えた企業訪問によるフォローアップ」について、経営支援課以外の中小企業診断士有資格職員を相談担当者に加えることにより、当該フォローアップの拡充・強化を図りました。中小企業経営診断システム(MSS)の資料を提供し、対象企業の強み弱みを確認しながらアドバイスを行うなど、13企業に対して実施することができました。
- ②にいがた産業創造機構(NICO)及び新潟、長岡、上越の各商工会議所との「地域力連携拠点事業」のパートナー機関として、連絡会議の出席、事業内容の広報、案件の発掘などに協力しました。

4) 再生支援の取組強化

新潟県中小企業再生支援協議会（再生支援協議会）と連携した再生支援案件 23 件に關与し、求償権消滅保証を 1 件、求償権放棄を併せた求償権消滅保証を 1 件実行しました。特に協会初の求償権放棄を実施した案件は、長期間を要したものの再生支援協議会や関係機関との十分な連携により実績を上げることができました。

(3) 回収部門

1) 回収目標の進行管理

営業店毎に回収目標額を設定し進行管理を行い、定期回収の強化と継続的な督促管理に努めた結果、全体の回収目標額 30 億円に対して、30 億 92 百万円の回収実績となり、2 年振りに回収目標を達成することができました。これは、物件による回収が前年を上回ったこと、5 営業店の内 4 営業店及び保証協会サービサーにおいて回収計画額を上回る実績を上げたこと等が全体の回収目標達成に大きく寄与したものと考えます。

2) 回収の早期着手

①当年度代位弁済案件については、全案件に対して実態把握を行い、回収方針を精査し早期着手に努め、平成 20 年度に代位弁済を実施した元金 119 億 38 百万円の内、平成 20 年度代位弁済分の回収額は 7 億 37 百万円（平成 20 年度代位弁済年分の回収額構成比 24.9%）の実績を上げており、着実に効果が現れています。

②顧問弁護士、司法書士・不動産鑑定士、社会保険労務士を講師とした法務研修（9 回）を計画どおり実施し、職員の専門知識や回収テクニックの向上に努めました。

3) 再生支援の取組強化

新潟県中小企業再生支援協議会支援案件として、金融調整等に長期間要したものの求償権消滅保証を 2 件実行し、事業再生に取り組むことができました。

4) 保証協会サービサーの一層の活用促進

無担保並びに実質無担保求償権を主体に保証協会サービサーへの委託を推進しました。平成 20 年度は 1,528 件、107 億 81 百万円の新規委託を行い、回収額は目標額 6 億円に対して全回収額の 26.2%を占める 8 億 10 百万円の実績を上げました。

(4) その他間接部門

1) 経営管理（ガバナンス）の強化

①内部検査部門の独立性及び牽制機能を確保するため、平成 20 年 4 月から新たに検査指導室を設置し、検査規程を制定しました。同規程に基づき営業店を中心に 6 部署について内部検査を実施しました。

②平成 20 年度コンプライアンス・プログラムに基づき、年 2 回のコンプライアンス・チェックを実施しました。この結果分析をコンプライアンス委員会に報告し、同委員会において検討した指示事項に関し、所属長を通じて職員へ周知を図りました。また、平成 21 年 2 月にコンプライアンス研修等を全役職員に対して実施し、コンプライアンスに対する意識の向上に努めました。

平成 20 年 10 月には、業務の健全性と適切性を確保するため、コンプライアンス態勢・顧客保護等管理態勢・リスク管理態勢を整備した内部管理基本方針を定めました。

2) 共同電算システムの円滑な運用と活用

共同電算システムを利用している各協会の要望・指摘事項等について、毎月システムの変更が行われています。

5. 外部評価委員会の意見等

「外部評価委員会」の意見・アドバイスについては、以下のとおりです。

(1) 流動資産担保融資保証制度は全体の取扱い実績が少なかったものの、棚卸資産を担保とした取扱いが増加している点は、不動産担保や第三者保証人に依存しない資金調達手段としては、時代の流れであり評価できます。引き続き同制度のみならず他保証制度についても、中小企業者に対して利用メリットを地道に説明するとともに、金融機関との連携を図りながら推進していただきたい。

(2) 中小企業者の利便性の向上において、保証制度説明会及び個別金融相談会を開催できたことは、協会にとってメリットが多かったものと思われま。今後も継続して開催することが、より「顔の見える保証協会」を實踐できるものと考えられます。

(3) 期中管理部門においては、緊急保証制度の取扱いによって保証債務残高が増加していることを勘案すれば、保証後のフォローアップは金融機関との連携を含め、期中管理態勢の取組みを強化していく必要があります。また、大口の保証利用先企業を対象に企業訪問を実施していますが、業績が厳しい先に対して企業訪問の頻度を高め、経営支援に結び付けられるような体制づくりも急務と考えられます。今後は、金融機関が持たない協会独自の機能をいかに発揮できるかが問われるものであり、期中管理部門が「顔の見える協会」と

して最もアピールでき、外部からも期待される部門であることから一層努力していただきたい。

- (4) 平成 18 年 3 月に策定した「倫理憲章」等コンプライアンス関連諸規程の遵守やこれを確保するための体制は整備され、毎年度コンプライアンス・プログラムに沿った実践と検証が適切に行われています。

コンプライアンス・チェックや研修の実施などにより役職員等に周知が図られ、法令等遵守の意識は高まっているものと考えられます。今後も継続した取組みが望まれます。

また、内部管理基本方針を定めたことは、経営管理（ガバナンス）を強化する意味でも重要なことであり、健全かつ適切な業務運営のために十分に機能させることが必要であります。

- (5) 各部門の体制は徐々に整備されており、次年度以降は、経営計画に対する実践と検証を繰り返し行い、質を高めていくことが大切です。さらに、新たに策定した「経営ビジョン」に沿ったアクションプランを着実に実践することにより、厳しい経営環境にも揺るぎない業務運営がなされることを期待します。